様式第22号（第63条関係）（第2面）

注　意

1　この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出すること。

2　この申請書には、受給資格者証を添えること。

3　９欄は、７欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（２以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができる全ての給付の番号）を〇で囲むこと。

(1)　健康保険法による傷病手当金

(2)　労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付

(3)　船員法による傷病手当又は船員保険法による傷病手当金

(4)　国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付

(5)　国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(6)　国民健康保険法による傷病手当金

(7)　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付

(8)　公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

4　10欄には、７欄の期間のうち、９欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、９欄で２以上の番号を〇で囲んだ場合には、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。

5　12欄には、７欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。

6　※印欄には、記載しないこと。